

○三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付要綱

平成 9 年 3 月 1 3 日

告示第 2 9 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、スポーツ競技大会に出場する市民等に対し、奨励金を交付することにより、広く市に縁のあるスポーツ競技者を支援するとともに、市における各種スポーツ競技の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ競技大会 国際大会及び国内大会をいう。
- (2) 国際大会 オリンピック大会、パラリンピック大会、ワールドカップ大会、世界選手権大会等世界数ヶ国以上の参加をもって開催され、国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会又は同協会加盟団体、公益財団法人日本レクリエーション協会又は同協会加盟団体その他市長が特に認めたもの（以下「国等」という。）が参加を推薦した大会をいう。
- (3) 国内大会 国民体育大会、全日本選手権大会等全国的規模をもって開催され、国等が主催する大会をいう。

(奨励金の交付対象)

第 3 条 奨励金の交付の対象は、次の各号のいずれかに該当し、その者又は団体が県大会等の予選等で市長が認めるものを経て、スポーツ競技大会に出場するものとする。

- (1) 市内に在住、在勤若しくは在学する者
- (2) 市内に活動の本拠を有する団体
- (3) 本市の小学校又は中学校を卒業した者のうち市長が認めたもの（国際大会出場に限る。）

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、予算の範囲内で次のとおりとする。

		国際大会	国内大会
個人で参加する場合		50,000 円	10,000 円
団体で参加する場合	構成員が3人以上 10人未満	70,000 円	30,000 円
	構成員が10人以上	100,000 円	50,000 円

備考

- (1) 国際大会に出場した個人及び団体には、上記奨励金のほか賞状を授与するものとする。
- (2) 団体で参加する場合、当該団体に属する個人には交付しないものとする。
- (3) 団体で参加する場合で、同一大会において個人でも参加する場合は、個人には奨励金の額の半額を交付するものとする。
- (4) 前3号に規定する「個人」及び「団体」については、市長が認定するものとする。

2 団体（構成員が10人以上で、三郷市スポーツ協会、三郷市レクリエーション協会又は三郷市スポーツ少年団に所属する団体に限る。）が、選手及び役員の移動手段としてバスを借り上げた場合における前項の奨励金の額は、当該借上げに要する費用の額（3万円を限度とする。）を加算した額とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 個人又は団体の代表者は、奨励金の交付申請をしようとするときは、当該奨励金に係るスポーツ競技大会の開催前に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別な事情があると認めたときは、この限りでない。

(1) 三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付申請書（様式第1号）

(2) 出場するスポーツ競技大会の開催要項の写しその他市長が必要と認める書類

(3) 団体で参加する場合、当該団体の構成員名簿

2 前項の奨励金の交付申請は、1年度3回まで行うことができる。

（奨励金の交付決定の通知）

第6条 市長は、前条の申請を受付し、その内容を審査した後、奨励金の交付の可否を決定し、三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付決定（不交付決定）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（報告）

第7条 個人又は団体の代表者は、スポーツ競技大会から帰還後、速やかに三郷市スポーツ競技大会出場選手報告書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の返還等）

第8条 市長は、偽りその他不正の行為によって奨励金の交付を受け、又は受けようとしたことが判明したときは、奨励金の一部若しくは全部の返還を命じ、又は奨励金の交付決定を取り消すことができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月24日告示第79号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成１６年３月３１日告示第１２１号）

この告示は、平成１６年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年１月２２日告示第２６号）

この告示は、平成１９年２月１日から施行する。

附 則（平成１９年７月２７日告示第３００号）

この告示は、平成１９年８月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月１７日告示第６７号）

この告示は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年６月６日告示第１８８号）

この告示は、平成２５年６月６日から施行する。

附 則（平成２５年６月２４日告示第２０６号）

この告示は、平成２５年６月２４日から施行する。

附 則（平成２７年３月３日告示第６３号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年１１月２７日告示第３６８号）

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１８日告示第７１号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

年 月 日

三郷市長 あて

住所(所在地)

団体名

氏名(代表者) 印

三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付申請書

三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、奨励金の交付については下記口座へ振り込みをお願いします。

記

1 申請額 円

2 出場選手

(1) 個人(氏名・学校名)

(2) 団体(チーム名)

(3) バス借上げの有無 有 無

3 出場大会

(1) 大会名

(2) 主催(推薦)者

(3) 種目

(4) 期日

(5) 会場

4 出場までの経緯

5 添付書類

(1) 出場大会開催要項

(2) 出場選手名簿(団体の場合)

(3) バス借上げの見積書

6 振込先口座

金融機関名

本・支店

預金口座

普通・当座

No.

名義人

(フリガナ)

7 申請責任者(連絡先) (氏名) (電話)

文書記号第 号

年 月 日

様

三郷市長

三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金交付決定
(不交付決定)通知書

年 月 日付けで申請のあった三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金を(交付・不交付)します。

1 交付額 円

(バス借上げ料 円)

2 出場大会名

様式第 3 号(第 7 条関係)

年 月 日

三郷市長 あて

住所(所在地)

団体名

氏名(代表者)

印

三郷市スポーツ競技大会出場選手報告書

年 月 日付け 文書記号第 号で奨励金の交付決定の通知を受けた三郷市スポーツ競技大会出場選手奨励金について、次のとおり書類を添えて報告します。

記

1 出場選手

(1)個人(氏名・学校名)

(2)団体(チーム名)

2 大会名

3 大会成績

4 添付書類 借上げ料領収書

5 報告責任者(連絡先) (氏名)

(電話)